

2019年 1月 9日

No. 485



山田 良平

3分間

税ミナール

ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680



平成31年度の税制改正大綱が決定

昨年平成30年12月21日、平成31年度の税制改正大綱が閣議決定されました。主な内容としては、1) 消費税率10%への引上げに伴う取組み、2) 個人事業者の事業承継税制の創設、3) ふるさと納税制度の見直しなどがあります。

消費税率の引上げに伴う取組みでは、住宅や自動車購入に伴う住宅ローン減税の拡充と車体課税の見直しが行われます。具体的には、住宅ローン減税をこれまでの10年間から13年間に延長し、3年の延長期間は、建物価格の2%の3分の1と住宅ローン残高の1%のうち少ない金額を所得税から控除できます。車体課税の見直しでは、自動車税を年最大4500円引き下げるとともに、自動車購入時に課税する環境性能税を1年間1%軽減します。

個人事業者の事業承継税制の創設は、認定相続人が平成31年1月1日から40年12月31日までの間に、相続（贈与）により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には担保を条件に、その認定相続人（受贈者）が納付すべき相続（贈与）税額のうち、相続（贈与）により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続（贈与）税の納税を猶予します。

ふるさと納税（特例控除）制度の見直しでは、いきすぎた返礼品競争に歯止めをかけるため、総務大臣が指定する寄附金の募集を適正に実施（返礼品割合3割以下、地場産品）する自治体に限り適用できます。2019年6月1日以後に支出された寄附金から適用されます。

そのほか、1) 教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し、2) 1人年1000円徴収の「森林環境税（仮称）」の創設、3) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長、4) 中小企業経営強化税制について、特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化、5) 一定所得以下の未婚のひとり親に対する住民税非課税、6) 相続税の小規模宅地等の特例の見直し、などが盛り込まれています。

平成31年度税制改正の大綱（平成30年12月21日 財務省）

はこちらからご覧いただけます。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2019/20181221taikou.pdf